

「未登記家屋の名義人変更について」

登記されていない家屋について、名義人を変更する場合には、「家屋補充課税台帳登録名義人変更届出書」をご提出ください。

添付書類等は以下のとおりです。

1. 売買

売買契約による売買	・旧名義人の印鑑登録証明書（原本） ・売買契約書（写し）
契約書のない売買	・旧名義人の印鑑登録証明書（原本） ・所有権譲渡証明書等（旧名義人の実印の押印が必要）（原本）

2. 贈与

贈与契約による贈与	・旧名義人の印鑑登録証明書（原本） ・贈与契約書（写し）
契約書のない贈与	・旧名義人の印鑑登録証明書（原本） ・所有権譲渡証明書等（旧名義人の実印の押印が必要）（原本）

3. 相続

遺産分割協議による相続	・法定相続情報一覧図（写し）または被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本（写し） ・遺産分割協議書（写し） ・相続人全員の印鑑登録証明書（写し）
相続人が単独（ひとり）の場合の相続	・法定相続情報一覧図（写し）または被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本（写し）
法定相続による相続（変更を証明する書類がない場合も含む）	・法定相続情報一覧図（写し）または被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本（写し） ・相続人全員による合意書等（相続人すべての実印の押印が必要）（原本） ・相続人全員の印鑑登録証明書（写し）
遺言による相続	・公正証書遺言（写し）または家庭裁判所の検認済証明書付きの遺言書（写し）

4. その他

判決、調停による届出	・判決正本、調停調書正本
------------	--------------

※新名義人への課税は、12月末までの受付分については翌年度からです。

※登記家屋は、法務局（高松法務局観音寺支局 TEL:0875-25-4528）にて、所有権移転登記が必要です。（市への連絡は不要です。）

※登記された家屋については登記事項が優先されます。

<お問合せ先>
〒767-8585
三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1
三豊市 市民環境部 税務課
固定資産税グループ
TEL:0875-73-3006
MAIL:zeimu@city.mitoyo.lg.jp